

固定資産

4月1日から縦覧できます 固定資産縦覧帳簿

納税者は、自分の資産の課税台帳を閲覧できるほか、縦覧帳簿により、その価格が適正かどうかほかと比較することができます。

対象 固定資産税の納税者または代理人（課税台帳は所有者本人か代理人が閲覧できます。）



持参する物 印鑑・代理人は委任状も必要。

縦覧期間 4月1日～6月30日（土・日曜、祝日は除く。）

時間 8時45分～17時15分

縦覧場所・詳細 税務課資産税係（☎23 - 2333）

農業

当別町の標準小作料が改訂されました

10アール当たり、年額	
田	18,500円
畑	7,500円
3月1日より適用	

今回の見直しは、農産物価格の下落、農業経費の増大などを反映し、小作料価格の改訂を行いました。

小作料の改訂は、貸し手、借り手の代表者と学識経験者が「小作料協議会」を組織し、検討、協議を重ね、1月の農業委員会総会で決定しました。

なお、農地を賃貸借するときは、標準小作料を目安に、適正な契約をお願いします。

問合せ 町農業委員会事務局（☎23 - 3279）



只今受付中！ 交通傷害保険

町民または町内に通勤・通学している方が、年間360円（1口）の掛け金で、交通事故や道路を歩行中の事故などに最高100万円の保険金が支払われます。保険期間は4月1日から1年間です。

☑受付場所は2カ所のみ **注意！「ゆとろ」では受け付けしません**

住民生活課住民生活係（役場）

太美出張所（太美郵便局内）

☑保険料は現金でお願いします

昨年までの農協組助と口座振替による支払いは廃止しました。

保険料は、窓口受付時に現金でお支払い願います。

▼詳細 詳しい内容は回覧版をご確認ください。

住民生活課住民生活係（☎23 - 3209）

ファーマーズマーケットを学ぼう

農産物の加工や地域ブランド品作り、消費者と交流を深めた販路拡大など、新しい農業ビジネスを一緒に学びませんか？

第1部 基調講演

◆講師 フードコーディネーター

高井瑞枝さん（食品開発コンサルタント）

日時 3月22日（火）

13時30分～16時30分

場所 北石狩農業協同組合本所（錦町）

第2部 加工開発相談

◆これから始めたい人と

高井先生のフリートーク



参加料 無料

申込先 3月15日（火）までに同事務局（農林課農務係 ☎23 - 3091）へ。

主催 町ファーマーズマーケット推進協議会

住民基本台帳カード 交付申請を受け付けています

交付手数料 500円（受け取りまでに約2週間かかります。）

住民基本台帳カードを持っていると

全国どここの市町村でも住民票の交付が受けられます。

転入転出手続きが簡素化できます。

顔写真付きのカードは、公的な身分証明書として活用できます。

公的個人認証サービスの電子証明書保存用カードとして利用できます。



交付申請手続きに必要なもの

印鑑 健康保険証や年金手帳など申請者本人と確認できる書類

写真付きカードを希望する場合、縦4.5cm横3.5cm程度の顔写真1枚

詳細 住民生活課戸籍住民係（☎23 - 2463）

土・日曜、祝日も住民票、印鑑証明書が受け取れます

住民票と印鑑証明書は、電話予約をすると土・日曜・祝日にも受け取ることができます。

証明書の請求者本人が、電話で予約してください。

なお、印鑑証明書を予約する場合は、印鑑登録証番号が必要です。

土・日曜交付希望の場合 直近の金曜日15時までに電話予約してください。

祝日交付希望の場合 前日15時までに電話予約してください。

予約先・詳細 住民生活課戸籍住民係（☎23 - 2463）

エッ！

給料が差し押さえ？



町税を定められた納期限内に納めないでいると、会社に対して給料の一部を本人ではなく町に払う手続きを行う滞納処分がなされることがあります。

これを、『給料の差押』といいます。

差し押さえは国の法律に基づき次の手順で行われます。

あなたの給料などを調査
事業主に調査文書を送付

事業主から回答が返送

差し押さえられる
給料額を計算

給料を差し押さえ

相談に応じます

- 特別の事情がある場合にはお早めに税務課納税係（☎23 - 2332）までご相談ください。
- 第2・第4木曜日は夜間納税相談窓口（19時30分まで）を開設しています。



税金は納期限内に納めましょう

税

消費税・地方消費税の確定申告と納税はお早めに

平成16年分の消費税と地方消費税の確定申告は、平成17年3月31日（木）が申告・納付の期限です。

税務署で相談される場合は、所得税の確定申告期限（3月15日）間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただく場合がありますのでお早めに手続き願います。

また、申告書はできるだけ自分で書いて提出してください。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でも作成できますので、是非ご利用ください。

なお、出来上がった申告書は送付により提出することもできます。

国税庁ホームページ

（<http://www.nta.go.jp/>）

◆平成16年分において消費税・地方消費税の課税事業者となるのは、次の方です。

- ・平成14年分の課税売上高が3千万円を超える事業者
- ・平成14年分の課税売上高が3千万円以下の事業者で、平成15年中

に「消費税課税事業者選択届書」を提出している事業者

詳細 札幌北税務署（☎011 - 707 - 5111）

国保

国民健康保険税は納期にきちんと納めましょう

病人やけが人が高額な医療費を負担することなく、加入者全員で助け合い、受診者が経済的に安心できるように国民健康保険制度があります。

この国保制度を支えるため、国民健康保険に加入している人は保険税を納めなければなりません。

保険税は、国保が負担する医療費や国保加入者の健康づくりに必要な事業の大切な財源となっています。

◇3月は、平成16年度最後の納期、第9期目です。納め忘れや口座振替を行っている預金に残高不足が生じないようにお願いします。

◇納税が困難な場合は税務課納税

係で納税相談を受けましょう。納税相談が無いまま未納にしていた場合、短期被保険者証（有効期限3カ月）の交付や保険給付が受けられない資格証明書が交付されることになります。

詳細・問合せ

国民健康保険に関すること

住民生活課国保年金係

（☎23 - 2467）

納税に関すること

税務課納税係（☎23 - 2332）

年金

保険料納付の早割制度が始まります

現在の毎月引き落としの口座振替は、翌月末の振替（例：4月分は5月末日）となっていますが、当月末の振替（例：4月分は4月末日）ができる早割り制度ができました。この制度を利用すると、保険料が1カ月につき40円割引となります。

1年・半年全納はもっとお得

	1年前納	6カ月前納
納付書	2,890円割引	660円割引
口座振替	3,420円割引	930円割引

口座振替を利用する方は納付月の前月までに登録が必要です。

1年前納は3月までに、6カ月前納は3月と9月までに申し込みをお願いします。

役場窓口年金相談日

3月9日（水）・23日（水）
1階国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所

◆日時 3月18日（金）
10時～15時

◆場所 商工会館（錦町）